

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書3について不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当であるが、本件請求文書4について不存在であることを理由に不開示とした決定は、これを取り消し、再度対象文書を特定の上、改めて開示可否を決定すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成19年3月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成15年4月1日から平成19年3月10日までの間、広島県庁の敷地内にある外来者用駐輪場（以下「外来者駐輪場」という。）の利用について、①広島県の職員が利用することを許可している記述がある文書（以下「本件請求文書1」という。）、②広島県の職員が利用した事実を記録している文書（以下「本件請求文書2」という。）、③前記②の行為を行った職員への注意などを記述した文書（以下「本件請求文書3」という。）及び④正規の利用時間帯以外に利用した者（広島県職員に限定しない全ての者）に対する注意などを行った事実を記録している文書（以下「本件請求文書4」といい、本件請求文書1から本件請求文書4までを「本件請求文書」と総称する。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年3月26日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年4月22日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 外来者駐輪場は、利用開始時刻の午前8時30分以前には既に満車の状態であり、正規の外来者が駐輪でき難い環境が常態化していることは明白である。
- (2) 満車状態が生じる主な原因として、県庁職員が平然と駐輪していることが把握されているが、本件請求文書は、一般的に作成されていると考えられる。
- (3) 外来者駐輪場を利用する際の「駐車整理票」への利用者名や用件先の記載は、目的外利用を抑止するけん制効果がほとんど期待できないことも明らかであり、これと同様に、外来者駐輪場の目的外利用についても、広島県総務室が放任していると認められ、今回も、職員の目的外利用の事実を隠匿するために、本件処分を強行したものである。
- (4) 実施機関が、理由説明書に「なお、外来者駐輪場の利用可能時間は、県庁開庁日の8時30分から17時30分であり、この時間以外はチェーンが掛けられている。」と記載することで、外来者駐輪場が利用開始時刻の午前8時30分以前には既に満車の状態である事実及びその状態が常態化していることの主な原因として、県庁職員が平然と駐輪している事実のいずれをも隠匿しようとして画策していることに抗議する。
- (5) 上記の事実は、いずれも公然の秘密であり、広島県の職員もそれを承知していながら、自らの組織を徹底して擁護する行政手法が横行しており、県政の永い歴史の中で職務怠慢を積み重ねてきた結果が本件処分にもつながったものである。
- (6) 以上のことから、本件請求文書を適正に開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 外来者駐輪場等の概要

外来者駐輪場は、県庁本庁舎敷地内に3か所設置しており、県庁に用務のある者に対しその利用を認めているものであり、外来者駐輪場とともに実施機関が管理委託している民間の警備会社の従業員（以下「管理受託者」という。）がその管理業務を行っている。

外来者駐輪場の利用に当たっては、利用者から申請書等を提出させ県が利用承認しているわけではなく、県庁に用務がある者が外来者駐輪場に利用できる旨記載した掲示板を設置し、その利用について広く周知しているところである。

一方、県職員に係る駐輪については、県庁本庁舎東側に職員用の駐輪場（以下「職員駐輪場」という。）を設置しているが、その管理形態は外来者駐輪場と同様であり、その利用承認についても、利用希望の職員から利用申請を行わせているわけではなく、自転車を利用して通勤する県職員であれば、その利用を事実上承認している状況にある。

なお、外来者駐輪場及び職員駐輪場の担当部署は総務局総務課（以下「総務課」という。）である。

##### (2) 外来者駐輪場の管理

外来者駐輪場の管理状況については、管理受託者が外来者駐車場の管理状況とともに「駐車場等管理日誌」に取りまとめ、総務課に報告している。

外来者駐輪場の利用に当たっては、県庁に用務があれば随時利用できることとなっているため、利用者についての具体的な把握はしてはならないが、警備員が可能な範囲で外来者駐輪場付近に待機し、必要に応じて自転車の整理を行い、利用者に対して駐輪場所等について注意を喚起している。

なお、外来者駐輪場の利用可能時間は、県庁開庁日の8時30分から17時30分までであり、この時間以外はチェーンが掛けられている。

### (3) 本件請求文書が存在しないことについて

上記(1)で述べたとおり、基本的に職員は職員駐輪場を利用するものとして管理者である総務課は認識しており、また、外来者駐輪場の利用に関しては特段の許可は必要ないことから、本件請求文書1が存在しないことは明らかである。そして、外来者駐輪場の利用に関しては、利用者の記録は作成するようになっていないため、本件請求文書2及び本件請求文書3も存在する余地はない。

また、本件請求文書4については、外来者駐輪場には、正規の利用時間帯以外はチェーンが掛けられ利用できないようになっているし、仮にそのような利用者を警備員が注意したとしても、通常そのような事項までは駐車場等管理日誌に記載されていない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 外来者駐輪場の管理について

実施機関によれば、外来者駐輪場の管理は実施機関が管理受託者へ委託して実施しているということであったので、当審査会において、実施機関に対し本件請求文書の対象期間中に適用されていた当該管理受託者と実施機関との契約書の提出を求めたところ、平成16年度に適用されていた契約書は、保存年限満了により平成22年度に廃棄されたため提出できないが、前後の平成15年度並びに平成17年度及び平成18年度と同様の契約内容であり、平成16年度において取扱いを変更する特段の事情もないということであったので、実施機関から平成15年度並びに平成17年度及び平成18年度に適用された契約書を提出させて比較見分したところ、規定されている内容は委託料の金額等を除いてほぼ同一であることを確認した。

また、これらの契約書中「構内駐輪車管理要領」において、管理受託者が実施すべき内容として、駐輪区域内及びその付近の駐輪車の整理、駐輪区域外の駐輪車の整理、駐輪区域内への駐輪の指導並びに放置自転車の調査が定められていること、管理受託者の管理時間は外来者駐輪場の利用可能時間である県庁開庁日の8時30分から17時30分までのうちの4時間であること、同じ管理受託者が管理する外来者用の駐車場では利用者に駐車整理票を記載させることとしているが、外来者駐輪場ではそのような定めがないことを確認した。

さらに、管理受託者が実施機関に対して提出する文書として、毎日作成される駐車場等管理日誌及び毎月作成される委託事業実施報告書があり、外来者駐輪場に関して

記載され得る事項としては、管理受託者の職員の氏名、自転車等の台数等、委託事業実施に当たり受けた苦情等の内容、当該苦情等に対する措置及び「その他」の記載欄があった。そして管理受託者は、駐輪区域外の駐輪車等に対して注意を喚起するためのステッカーを貼付することとなっており、放置期間が2か月以上の駐輪車については、実施機関の指示により、指定様式（県庁構内放置自転車一覧）によって当該駐輪車の規格等を調査することとなっていた。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書3について

本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書3は、広島県の職員が外来者駐輪場を利用することに関するものであるが、上記1のような外来者駐輪場の管理実態を踏まえると、実施機関においては、外来者駐輪場の利用者に対して申請等の行為を求めていること、管理受託者は広島県の職員であるかどうかを含め利用者の属性等の確認を行っていないことが伺える。

そうすると、実施機関が、外来者駐輪場について、広島県の職員の利用を許可する又は許可しないという判断をすること、広島県の職員が利用したかどうかを確認し当該利用に対して注意等を行うことのほか、駐車場等管理日誌など管理受託者が実施機関へ提出することになっている文書にこれらに関する事項を記載することは考えられないから、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書3に相当する文書を作成又は取得する必要性もなく、これらが不存在であるとする実施機関の説明は、不自然又は不合理であるとはいえない。

よって、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書3について不存在とした本件処分は妥当である。

### (2) 本件請求文書4について

本件請求文書4は、正規の利用時間帯以外に外来者駐輪場を利用した者に対する注意に関するものであるが、実施機関は、外来者駐輪場には、正規の利用時間帯以外はチェーンが掛けられ利用できないようになっており、仮に利用した者に警備員が注意したとしても駐車場等管理日誌に記載されてはいない旨説明する。

確かに、実施機関と管理受託者との契約内容によると、管理受託者は駐輪区域外へ駐輪しようとする者に対して駐輪区域内への駐輪を指導することとされているが、正規の利用時間帯以外に外来者駐輪場を利用した者に対する注意等を行うこととはなっておらず、放置期間が2か月以上の駐輪車についても実施機関からの指示によりその規格等を調査することとされているのみであるから、管理受託者から実施機関に対して提出する文書において、正規の利用時間帯以外に外来者駐輪場を利用した者に対する注意について記載することはないとの実施機関の説明は不自然であるとはいえない。

しかしながら、実施機関は、管理受託者に対して放置期間が2か月以上の駐輪車の規格等を調査させているのであるから、その調査結果を踏まえ当該駐輪車の所有者等に何らかの対応を行っていると考えられる。

この点について実施機関に確認したところ、実施機関は別途放置自転車等処理要領（以下「要領」という。）を定め、外来者駐輪場の放置自転車等の把握から廃棄に至るまでの手続を行っていたということであり、当審査会において要領を確認したところ、廃棄に先立って、放置自転車等の所有者等を確認し、当該所有者等に対して所有の意思を確認し、引取りを求める旨の葉書を送付すること等が定められていた。

そうすると、外来者駐輪場に自転車等を放置した者は、正規の利用時間帯以外に外来者駐輪場を利用した者であると解するのが相当であり、要領は駐輪場管理を目的としたものであるから、要領に基づいて実施される事務のうち、放置自転車等の所有者等に対して個別に引取りを求めることは、自転車等を放置していたこと、すなわち正規の利用時間帯以外も含めて利用し続けたことに対する注意の意図が含まれているものと解すべきである。

具体的には、住所等が判明した放置自転車等の所有者等に送付されることとなっている葉書には、「平成〇年〇月〇日までにこちらへ連絡のうえ、引き取りにきてください。」「連絡がない場合は、所有権を放棄したものとみなし、当方で処分します。」という文言を記載することとなっており、これらは、「正規の利用時間帯以外に利用した者に対する注意」に当たるから、本件対象文書4に該当し得るものである。

以上のことから、実施機関は、異議申立人のいう「正規の利用時間帯以外に利用した者に対する注意」を限定的に捉えていることから、上記のような外来者駐輪場の放置自転車等に関する文書を含めて、本件請求文書4に該当する行政文書を再度特定し、開示決定等を行うべきである。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>
20. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>
20. 8. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> </ul>
20. 8. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul>
21. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から意見書を収受した。</li> </ul>
29. 9. 8 (平成 29 年度第 6 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
29. 10. 20 (平成 29 年度第 7 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広 島 修 道 大 学 教 授